

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成25年2月28日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
- 議第 7号 下限面積（別段面積）の設定について

報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第 3号 農地法第18条第6項の解約通知について
- 報第 4号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 5号 使用貸借の解約通知について
- 報第 6号 農地潰廃通報について
- 報第 7号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 33名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員 | 3番 清 水 栄 委員 |
| 4番 村 井 善一郎 委員 | 5番 熊 倉 睦 委員 |
| 6番 捧 譽 委員 | 7番 阿 部 眞佐雄 委員 |
| 8番 刈 屋 一 夫 委員 | 10番 金 子 純 一 委員 |
| 11番 内 山 清 委員 | 12番 大 竹 一 雄 委員 |
| 13番 鶴 卷 俊 樹 委員 | 14番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 15番 山ノ内 正 委員 | 16番 大 竹 正 信 委員 |
| 17番 廣 川 哲 也 委員 | 18番 田 邊 稔 委員 |
| 19番 五十嵐 俊 雄 委員 | 20番 坂 井 和 弘 委員 |
| 21番 阿 部 銀次郎 委員 | 22番 野 水 敏 秋 委員 |
| 23番 野 崎 文 夫 委員 | 24番 高 山 博 委員 |
| 25番 佐 藤 裕 雄 委員 | 26番 阿 部 新一郎 委員 |

27番 星野英治 委員 28番 藤田吉則 委員
29番 渡邊一英 委員 30番 原正利 委員
31番 小師勉 委員 32番 目黒伸一 委員
33番 山田佳典 委員 34番 蒲澤正 委員
35番 小林六一 委員

欠席委員 2名

2番 鶴巻純一 委員 9番 佐藤満 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 大坂純司
事務局 次長 渡邊博之
経営基盤係副参事 麦倉政勝
農地係主任 堀江定昭

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長(野崎会長)

定刻になりましたので、2月の定例総会を開催したいと思います。

きょうは、皆様におかれましては、今確定申告の時期であります。忙しい中、ご出席いただき、まことにありがとうございました。

それでは、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、出席33名、欠席2名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。10番、金子純一委員、25番、佐藤裕雄委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(大坂事務局長)

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明いたします。

まず、15ページをごらん願います。今月の申請は、新規設定28件、14万7,902.48㎡、再設定54件、24万5,873.99㎡、利用権移転2件、5,027㎡、所有権移転1件、1,269㎡であります。合計では85件、40万72.47㎡であります。

それでは、戻りまして1ページの568番から順に説明いたします。

568番は、福島新田地内の農地1筆、1,269㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約100万円であります。

569番の1は、飯田地内の農地1筆、2,940㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

570番は、東大崎地内の農地2筆、660㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

571番は、田屋地内の農地1筆、2,880㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

572番は、田屋地内の農地3筆、8,301㎡を2年間利用権設定するものであります。

573番は、原地内の農地1筆、1,425㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

574番は、濁沢地内の農地2筆、3,967㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

575番は、森町地内の農地17筆、1万2,684.84㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

576番は、森町地内の農地7筆、6,480㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

577番は、馬場ほか地内の農地15筆、2,245㎡を新規により4年間利用権設定するものであります。

578番は、柳川新田地内の農地1筆、2,023㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

579番は、長野地内の農地1筆、2,172㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

580番の1は、下保内地内の農地4筆、5,708㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

581番は、桑切地内の農地3筆、1,615㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

582番の1は、吉田地内の農地1筆、3,092㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

583番の1は、白山新田地内の農地1筆、1,706㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

584番は、東鱒田地内の農地5筆、799㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

585番は、蔵内地内の農地3筆、468㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

586番は、広手地内の農地7筆、7,151㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

587番は、飯田地内の農地1筆、3,503㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

588番は、一ツ屋敷新田ほか地内の農地25筆、1万5,954.61㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

589番の1は、南中地内の農地9筆、1万4,240.3㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

590番の1は、金子新田地内の農地3筆、932㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

591番の1は、代官島地内の農地9筆、9,259㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

592番の1は、金子新田新田地内の農地1筆、1,800㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

593番は、福島新田ほか地内の農地10筆、1,074.73㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

594番の1は、福島新田地内の農地7筆、3万276㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

次の595番から14ページの647番までの54件につきましては、再設定でありますので、説明を略させていただきます。

続きまして、15ページをごらん願います。648番は、栗林地内の農地1筆、1,004㎡を約1年間利用権移転するものであります。

649番は、石上3丁目ほか地内の農地5筆、4,023㎡を1年間利用権移転するものであります。

650番は、飯田地内の農地3筆、2,035㎡を新規により1年間利用権設定するものであります。

651番は、広手地内の農地2筆、2,511㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

652番は、高屋敷地内の農地1筆、96㎡を再設定により9年間利用権設定するものであります。

16ページをごらん願います。16ページの569番の2から17ページの594番の2までの枝番がついております9件、6万9,953.3㎡につきましては、農地利用集積円滑化事業での新規設定により、2年間から10年間の利用権設定をするものであります。議案中の枝番1と枝番2は連動しておりますので、そのようにごらんいただきたいと思っております。

いずれも申請人の書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告願います。

第1 調査部会長は、坂井代理の隣に着席願います。

第1 調査部会長（14 番村山佐喜雄委員）

おはようございます。

それでは、第1 調査部会の調査結果について、ご報告いたします。

第1 調査部会では、2月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、坂井会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、5条申請の1件を除く全案件について意見決定を経て、午前11時30分に閉会いたしました。

5条申請の1件につきましては、第1 調査部会で意見決定について一任の承認を得て、2月26日、藤田部会長代理、野崎会長、坂井会長代理と私の4人で事情聴取を行うことといたしました。

2月26日は、午前9時25分から厚生福祉会館第1集会室におきまして、私と藤田部会長代理、野崎会長、坂井会長代理出席のもと、5条申請1件について事情聴取を行い、意見決定を経て午前9時50分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定28件、再設定54件、利用権移転2件、所有権移転1件、合計件数で85件、面積にして40万72.47㎡で、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』説明いたします。

まず、21ページをごらん願います。今月の申請は、12件の申請で、合計5万2,240.26㎡であります。

それでは、戻りまして18ページをごらん願います。82番から順に説明いたします。

82番は、上須頃地内の農地10筆、5,100㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約500万円であります。

83番は、代官島地内の農地2筆、2,042㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約130万円であります。

84番は、福島新田地内の農地10筆、3,957.61㎡を譲り受け人が相手方の要望により売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約50万円であります。

85番は、猪子場新田地内の農地3筆、3,063㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約50万円であります。

86番は、猪子場新田地内の農地2筆、2,025㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約50万円であります。

87番は、帯織南地内の農地1筆、1,551㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約100万円であります。

88番、89番は、月岡4丁目地内の農地1筆、258㎡と農地1筆、229㎡を譲り受け人、譲り渡し人が相互の交換により取得するものであります。

90番は、長沢地内の農地2筆、48㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により同一世帯内後継者が贈与により取得するものであります。

91番は、新光地内の農地8筆、4,888㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

92番は、大島ほか地内の農地44筆、2万2,145.61㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

93番は、代官島地内の農地21筆、6,933.04㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

いずれも申請人の書類及び現地確認、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、下限面積を超えていることなどから、許可要件を全て満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの6件、交換によるもの2件、贈与によるもの1件、使用貸借によるもの3件、合計件数12件、面積で5万2,240.26㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

23ページをごらん願います。今月の申請は3件の申請で、合計2,518㎡であります。

それでは、戻りまして22ページの27番から順に説明いたします。

27番は、曲渕3丁目地内の農地1筆、247㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万5,000円あります。場所につきましては、月岡小学校北側250m付近で、第3種農地に該当しております。

28番は、下保内地内の農地1筆、434㎡は当初使用貸借権の設定により取得し、住宅1棟、駐車場2台の用地として転用許可を得ましたが、今回同じく使用貸借権の設定により住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、保内保育所北側50m付近で第3種農地に該当しております。

29番は、福島新田地内の土地1筆、1,837㎡を当初駐車場14台と資材置き場の用地として許可転用を受けましたが、今回敷地内に大型車の車庫の設置と駐車場16台、資材置き場の用地として利用したいものです。場所につきましては、北陸自動車道栄パーキングエリアの東側150m付近で、第3種農地に該当しております。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を全て

満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして3件、面積にして2,518㎡で、29番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』説明いたします。

24ページをごらん願います。今月の申請は、2件の申請で、計300㎡であります。この面積には、18番の取り消し案件は含まれておりませんので、よろしく願いいたします。

それでは、18番から説明いたします。18番は、善久寺地内で昭和57年5月15日付で資材置き場用地として4条許可を受けた土地2筆、251㎡の許可を取り消したいものです。場所につきましては、善久寺諏訪神社南西側150m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

19番は、檀山地内の農地1筆、300㎡を住宅1棟、駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、檀山集落開発センター東側100m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を全て

満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

14番、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして2件、面積にして300㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

なお、先ほど申しました面積300㎡には取り消し案件の面積251㎡は含まれていないことを申し添えます。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

なお、28番、藤田吉則委員は、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づき、議事参与の制限により本議案終了まで退席をお願いいたします。

28番（藤田吉則委員）

この議案の120番に関係しておりますので、退席をいたします。

（午前10時00分 28番藤田吉則委員退席）

議長（野崎会長）

それでは、事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』説明いたします。

今月の申請は、27ページをごらん願います。9件の申請で、合計1万752.10㎡であります。

それでは、戻りまして25ページの117番から順に説明をいたします。

117番は、先ほど事業計画変更承認申請での農地法第5条の許可申請でありますので、説明を略させていただきます。

118番は、嘉坪川2丁目地内の農地3筆、2,155㎡を売買により取得し、建て売り区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万5,000円であります。場所につきましては、三条総合病院東側200m付近です。農用地区分は、第3種農地に該当しております。

119番は、新光町地内の農地3筆で2,015㎡を売買により取得し、宅地造成8区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約8,000円であります。場所につきましては、裏館小学校北側の350m付近です。農用地区分は、3種農地に該当しております。

120番は、月岡1丁目地内の農地1筆927㎡を賃借権の設定により取得し、駐車場25台の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条高校グラウンド南東側100m付近です。農用地区分は、第3種農地に該当しております。

121番は、直江町4丁目地内の農地3筆、2,018㎡を売買により取得し、試験用ビニールハウス1棟、資材置き場、調整池などの用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約8,000円であります。場所につきましては、市道今井野新田2号線貝喰川橋梁西側の250m付近です。農用地区分は、第3種農地に該当しております。

122番は、上須頃地内の農地8筆、2,500.94㎡を売買により取得し、老人介護施設1棟、駐車場37台などの用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万円あります。場所につきましては、三条商工会議所南側100m付近で、第3種農地に該当しております。

123番は、柳川新田地内の農地1筆、312㎡を賃借権の設定により携帯電話無線基地局建設に伴う仮設用地として、平成25年3月19日から平成25年6月30日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、旭小学校北側200m付近で、第3種農地に該当しております。

124番は、善久寺地内の農地2筆で、181.16㎡を売買により取得し、住宅1棟、駐車場2台の用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円あります。場所につきましては、善久寺諏訪神社南西側150m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

125番は、栗林地内の農地2筆、396㎡を使用貸借権の設定により取得し、住宅1棟、倉庫、物置1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。場所につきましては、神林小学校北側500m付近で、信濃川右岸堤防の隣接地でございます。農用地区分は、第3種農地に該当しております。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を全て

満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

14番、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして9件、面積にして1万752.1㎡で、118番、119番、121番、122番の現地調査と118番の事情聴取を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

28番、藤田吉則委員の着席を願います。

（午前10時07分 28番藤田吉則委員着席）

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』説明いたします。

28ページをごらんいただけますでしょうか。今月の申請は1件であります。議案中の番号1の被相続人は、平成24年3月3日死亡され、相続人の協議の結果、平成25年1月26日、遺産分割協議が成立いたしました。農地の相続面積は、田畑合わせて3,266㎡中、今回の相続税の納税猶予に関する適格者証明願いが出された農地は、同じく2,366㎡で、農地として適正に管理されております。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

14番、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』は、件数にして1件、1名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、全て農地として適正管理されており、適格者証明は適当と判断いたしました。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第1調査部会長、自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『下限面積（別段面積）の設定について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第7号『下限面積（別段面積）の設定について』を説明いたします。

農地法の改正により、下限面積について毎年審議決定することになっております。

議第7号の資料をごらんいただきますと、農地法の3条許可は権利取得後において50aに達しない場合は許可ができないことになっております。しかしながら、農業委員会が農林水産省令で定める基準に沿って市の全域、または一部について別段の面積を定めた場合は50aを下回ることもできることになっております。設定については、農地法施行規則第17条で、別段面積を設定する場合は、耕作面積が別段面積より少ない農家戸数が40%を下らないことと基準が示されております。

そこで、参考資料の3ページをごらん願います。この表の太線で囲ってある、太線の中の右側でございますけれども、30aから50aと記載されている欄で、その下へ行きますと網かけをしている場所がございます。三条地区では経営面積が50a未満の農

家の割合が25%、栄地区では33%、下田地区では28%、三条市全体では28%となっております。したがって、三条市全体においては72%、7割を上回る方が50a以上の耕地で農業経営をされていることとなります。

遊休農地の割合も農地利用調査から0.1%となっておりますし、担い手の利用集積計画においても43.4%となっております。

このようなことから、昨年も別段面積は設定せず、下限面積は農地法の定めるとおり50aとしてきたところでございます。本年も審議の上、決定をいただきたいと思います。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

野水委員。

22番（野水敏秋委員）

今事務局長から詳しく説明がありましたけれども、議第7号『下限面積（別段面積）の設定について』が上程され、この件につきましては先般農政対策部会への付託を受けておりませんが、22日、議題として審議いたしました。

本市では、2010年農林業センサス結果から経営規模50a未満の農家が三条市全域で3割弱であり、7割を超える農家が50a以上の経営規模を持っておられること。現状では、農地利用集積も進んでおり、担い手の経営規模は少しずつ拡大していること、さらに農地利用状況調査結果での荒廃農地の全体に占める割合はわずかであり、農地の保有及び利用の状況、荒廃農地の状況、将来の見通し等から見て、現段階での必要性はないと判断されましたことをお伝えします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

16番、大竹委員。

16番（大竹正信委員）

全国農業新聞でも出ていたのですが、農地集積ということで農業生産法人の割合が年々高まっているということなのですが、うちの集落でもそうなのですが、法人へ利用権移動、構成員が全部している場合の田んぼが欲しくなった場合なのですが、教えていただきたいのですが、一旦権利を自分のところに戻してから農地を売買しなければいけないのでしょうか。

議長（野崎会長）

その1点ですか。売買できるか。

16番（大竹正信委員）

それと、このいただいた表で法人のところうちの鹿峠村が入っていないようなのです

が、これがもし入った場合にはまたこのパーセンテージが変わってくるのかということ
でちょっとお聞きしたいと思います。

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

お答えします。

1 番目の質問ですけれども、農地を法人に預けていて、個人として農地の権利取得を
したいという場合のことですけれども、法人との契約を解約をした上で農業委
員会の許可を得てから購入、もしくは借り入れというようにお願いいたしたいと思っ
ております。

2 番目の質問ですが、この農林業センサスの調査の中には、法人も含めて調査をして
おりますので、この中に含まれているというふうに存じております。

以上です。

議長（野崎会長）

1 6 番。

1 6 番（大竹正信委員）

そうすると、私も思うのですけれども、法人で要は農地を取得すれば済む話なのです
が、法人という流れになってまだ間もないことから、この先どうなるか、法人自体がど
うなるかわからないという中で、法人として買うにはまだ決断ができないと。やっぱ
り個人で買いたいという話も聞くのですけれども、そうするとやっぱり全部利用権移動
している場合の農家においては田んぼ、畑で、せいぜい 1 0 a 前後しか持っていないの
で、また一旦戻してという、法人としてすごく事務作業が煩わしいということを知る
ので、その場合においては、構成員が取得する場合においては別段ということも考慮して
いただけたらなと考えています。

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

今のところ法人で買えないということであれば、やはり解約をしていただい
てからということになります。ですので、皆さんの地域で法人の力といいますか、構成員との協
議の中で法人で土地を購入できるということについて、ご努力という表現はよくないか
もしれないですけれども、協議をしていただければと存じます。今のところ法人の構
成員が購入をするということになれば、当然解約をしてからの購入、または権利設定とい
うことになることについてはご理解をお願いいたしたいと思っておりますので、よろしくお願
いいたします。

議長（野崎会長）

大竹委員、事務局の説明でよろしいですか。

1 6 番（大竹正信委員）

はい、わかりました。

議長（野崎会長）

それではお諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいま22番、野水委員の発言のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、下限面積（別段面積）の設定はしないことといたします。

議長（野崎会長）

それでは、以上をもちまして議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』部会長より報告願います。農政対策部長は、坂井代理の隣に着席願います。

農政対策部会長（22番野水敏秋委員）

皆さん、おはようございます。

農政対策部会から報告いたします。農政対策部会は、1月の総会で付託を受けました平成25年度農作業賃金及び機械作業料金についてを審議するため、2月22日、午後2時から厚生福祉会館第2集会室において部会を開催いたしました。

会議には、野崎会長からも出席いただき、審議に加わっていただきました。平成25年度農作業賃金及び機械作業料金についてであります。お手元に配付してあります報告資料ナンバー1をごらん願います。検討要素として、近隣市町村の状況、農業物価指数、他産業との賃金比較、消費者物価指数、地域間格差等の検討と、現下の経済情勢や、そして農業経営が引き続き困難な状況にあることを判断し、賃金及び機械料金等の標準額は、「全て据え置き」と決定いたしました。

次に、「賃借料の情報提供について」であります。お手元に配付してあります報告資料ナンバー2をごらん願います。この件につきましては、農地法の改正により法律で定められていた「標準小作料制度」が廃止され、それにかわるものとして農地法第52条では「情報の提供」等を行うこととされ、この情報提供で「賃借料情報の提供」を実施しております。

資料の内容は、平成24年1月から12月までに個人と個人が金銭で締結されたデータをもとに、農地区分ごとに集計した結果のものであり、昨年度と異なることは下田地区の区分を3区分から1区分にまとめたところになっております。これにより、賃貸借における賃借料水準として情報提供していくものであります。

続きまして、農地のクリーン作戦について審議いたしました。このことにつきまして

は、農地の番人としての農業委員会の見える活動として、食の安全、安心を推進することから取り組みを実施するということで皆さんからの賛同をいただき、決定いたしました。

実施日は、4月5日（金）午後から3地区に分かれて3時間程度行う予定にしています。報告資料ナンバー3で概要をお伝えし、詳細につきましては後日お知らせしたいと存じます。

以上が農政対策部会からの報告です。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言願いたいと思います。

五十嵐委員。

19番（五十嵐俊雄委員）

ただいま農政対策部会からご説明があったわけですが、特に三条市の賃借料情報について全然意見等がなく、そのまま据え置きでしたか、それとも農対部会の中でいろいろな意見が出されたか、その内容について少しお話をいただきたいのですが。

農政対策部会長（22番野水敏秋委員）

五十嵐委員のほうから今ご質問が出ましたけれども、賃借料情報につきましてはさまざまな意見が寄せられまして、また事務局もいろんな情報を出していただきましたし、それから最大のほうの締結額ですか、それをちょっと備考欄にというご意見もありましたこともまた伝えてありますし、皆さんにいっぱい意見をいただきました。

それから、最後は双方、貸し手、借り手がやっぱり合意するものであるということで、その動きを書いていただくということでたくさん意見をいただきまして、まとめさせていただきました。

以上です。

議長（野崎会長）

この点について、私のほうから若干説明させていただきますが、今、野水委員が言われましたように意見が出されたわけですが、特に内容については土地改良、あるいはこの小作料の中に土地改良費が含まれるのか含まれないのかという意見もございました。それと同時に、JAさんが契約している単価についても、これは三条地域ばかりではありませんが、栄地区、下田地域においてそういう意見がございました。そんな中で、やはり現状のままで締結額を提示して、情報つなぎとしてこのままでいったほうがいいのではないかということの中で、ただし書きで米印に賃貸借については大きく黒字枠で書き出してくれということを申し上げて、そういう意見がございました。それでよろしいでしょうか、五十嵐委員。

19番（五十嵐俊雄委員）

わかりました。

議長（野崎会長）

あとそのほかにございませんでしょうか。

ご発言がないようですので、農政対策部会の報告について終わります。

農政対策部会長は自席にお戻りください。どうもありがとうございました。

それでは、報第3号から報第7号まで続けて事務局より報告願います。

事務局（大坂事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

報告の中でご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思えます。

ないようですので、報告事項を終わります。

来月の調査部会開催案内を申し上げます。

第2調査部会長、8番、刈屋委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

それでは、来月は第2調査部会の当番でございます。3月25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

3月25日、第2調査部会開催予定でございますので、調査部会員の方はよろしくお願いたします。

なお、来月の総会は28日に予定しております。

それでは、長時間にわたって審議をいただきまして、ありがとうございました。

私のほうから一言申し忘れたことがあるのですが、先般下越協で総会がございました。その中で新潟市の会長が改選に伴い、退任されたということと、それから五泉の会長も改選のために退任されたということで、役員が変わりました。それを報告させていただきます。新会長に新発田市の会長、そして副会長には阿賀町の会長と佐渡市の会長、幹事は私と燕市会長、それから理事には関川の会長、五泉市の会長、新潟市の会長となりましたので、報告いたします。この内容につきましては、役員経験の順番という形の中で繰り上げていくという形になっておりますので、よろしくお願いたします。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時35分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（10番）

議事録署名委員（25番）
